

鳥取県有機・特別栽培農産物支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県有機・特別栽培農産物支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、有機農産物及び特別栽培農産物の生産振興を図るため生産などに積極的に取り組む実践農家に対し支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、同表の第4欄に定める要件を満たす経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 また、機械導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除し、徹底した事業費の低減、低コスト化を図るとともに、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済等の加入対象となる機械・施設等を導入した場合、農業共済等への加入に努めるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、農林水産部長が定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、または仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から、30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税

額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（書類の提出）

第9条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は1部とし、提出先は所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長とする。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産

部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱の改正は、令和4年5月24日から施行する。
この要綱の改正は、令和5年4月18日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助要件	5 県補助率	6 補助上限額 (同一の補助事業者(本補助金の交付を受けて事業を行う者)に対する補助金の上限)
有機・特別栽培農産物生産技術支援事業	有機認証事業者、鳥取県特別栽培農産物認証事業者、新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得(規則第5条の申請書の申請日から起算して1年以内に取得)予定の事業者(鳥取県食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金の交付対象団体は除く)	有機的管理で使用する機器購入費 有機・特別栽培の技術習得に必要な経費(旅費、研修会参加費、会場使用料、バス借り上げ料、講師旅費、講師謝金等)	左記の機器購入又は技術習得が、次に掲げるいずれかの取組みに結びつくものであること 1 新たに鳥取県特別栽培農産物認証を取得すること 2 有機認証申請面積又は鳥取県特別栽培農産物認証申請面積を拡大させること 3 鳥取県特別栽培農産物における節減対象農薬の削減割合を向上させること 4 法人又は団体における有機・特別栽培農産物の栽培に係る構成員を増やすこと	1／3以内 1／2以内	総額30万円 1 個人 単年度あたり10万円 2 法人又は団体 単年度あたり30万円
【注意事項】					
1. 同一補助事業者による申請は、同一年度において原則1回までとする。 2. 同一補助事業者による過年度と同一内容の取組は、原則として対象外とする。					